

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和6年7月31日
高松市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1 号 事業	2 号 事業	3 号 事業	4 号 事業	地域	重点区域との 重複の有無		
	○			西神内	無	R2年度～R6年度	西神内集落
	○			下笠居	無	R2年度～R6年度	下笠居集落
	○			奥野・高橋	無	R2年度～R6年度	奥野・高橋集落
	○			合具	無	R2年度～R6年度	合具集落
	○			御殿場	無	R2年度～R6年度	御殿場集落